

1. 施設の概要

施設の名称 特別養護老人ホーム 宝珠苑 **電話番号** 0776-83-1373
施設の所在地 福井県福井市内山梨子町第2号3番地1
指定番号 指定介護老人福祉施設 「福井県 1870100037 号」
施設長（管理者）氏名 齊藤 誠 **開設年月** 昭和57年4月1日 **入所定員** 80人
建物の構造 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 2,791.93 m²

2. 設備の概要

1人部屋—1室（短期専用） 2人部屋—2室 3人部屋—1室 食堂—1室 集会室—2室
 機能訓練室—1室 特殊浴槽—1室 一般浴槽—1室 看護婦室—1室 寮母室—3室
 医務室—1室 静養室—1室 便所—6箇所
 エレベーター—2基 非常階段—1箇所 非常用滑り台—2箇所

3. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名
2. 介護職員	29名以上
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	3名以上
5. 介護支援専門員(兼務)	1名以上
6. 医師(非常勤)	必要数
7. 管理栄養士	1名

勤務体制：入所者と介護及び看護職員の比率は3：1の配置となっています。
 夜間時は夜勤者4名・宿直者1名配置となっています。

4. 利用料金

下記の料金表（1ヶ月当たり）によって、ご契約者の要介護度及び各段階区分に応じたサービス利用料金と居住費、食費に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

介護福祉施設サービス費（Ⅱ）（地域区分 7級地 1単位 10.14円）

（日常生活継続支援加算（Ⅰ）36単位 看護体制加算（Ⅰ）4単位 看護体制加算（Ⅱ）8単位
 夜勤職員配置加算（Ⅲ）16単位 科学的介護推進体制加算 40単位/月 含む）

1割負担者

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金（1ヶ月31日の場合）	要介護度1 653単位 (1カ月31日) 23,170円	要介護度2 723単位 (1カ月31日) 25,648円	要介護度3 796単位 (1カ月31日) 28,232円	要介護度4 866単位 (1カ月31日) 30,708円	要介護度5 935単位 (1カ月31日) 33,152円
2. 第1段階 居住費 0円 食費 300円	32,470円	34,948円	37,532円	40,008円	42,452円
3. 第2段階 居住費 370円 食費 390円	46,730円	49,208円	51,792円	54,268円	56,712円
4. 第3-①段階 居住費 370円 食費 650円	54,790円	57,268円	59,852円	62,328円	64,772円
5. 第3-②段階 居住費 370円 食費 1360円	76,800円	79,278円	81,862円	84,338円	86,782円

6. 第4段階 居住費1000円 食費1700円	106,870円	109,348円	111,932円	114,408円	116,852円
--------------------------------	----------	----------	----------	----------	----------

2割負担者

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 (1ヶ月31日の場合)	要介護度1 (1ヶ月31日) 46,340円	要介護度2 (1ヶ月31日) 51,295円	要介護度3 (1ヶ月31日) 56,464円	要介護度4 (1ヶ月31日) 61,416円	要介護度5 (1ヶ月31日) 66,304円
2. 第4段階 居住費1000円 食費1700円	130,040円	134,995円	140,164円	145,116円	150,004円

3割負担者

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金 (1ヶ月31日の場合)	要介護度1 (1ヶ月31日) 69,510円	要介護度2 (1ヶ月31日) 76,942円	要介護度3 (1ヶ月31日) 84,696円	要介護度4 (1ヶ月31日) 92,124円	要介護度5 (1ヶ月31日) 99,456円
2. 第4段階 居住費1000円 食費1700円	153,210円	160,642円	168,396円	175,824円	183,156円

※キャンセル料の発生時間

朝食：前日の17:30 昼食：当日の9:00 夕食：当日の15:00

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。(契約書第18条、第21条参照)

1. サービス利用料金	246単位
2. 居 住 費 (下記段階区分によります。)	
第1段階	0円
第2段階	370円
第3-①段階	370円
第3-②段階	370円
第4段階	1000円

☆その他 (下記の利用料負担があります)

- ・初期加算 30単位 (入所した日から起算して30日以内の期間について1日につき、又30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再び入所した場合も同様とする)
- ・安全対策体制加算 20単位 (入所時に1回)
- ・入院・外泊加算 246単位 並びに居宅サービス提供加算 560単位 (1か月に6日限度)
- ・再入所時栄養連携加算 1回400単位
- ・看取り介護加算

死亡日以前31日以上45日以下	1日	72単位
死亡日以前4日以上30日以下	1日	144単位
死亡日の前日及び前々日	1日	680単位
死亡日については	1日	1280単位

 ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定不可
- ・介護職員処遇改善加算 (I) +所定単位×83/1000
- ・介護職員等特定処遇改善加算 (I) +所定単位×27/1000
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 +所定単位×16/1000

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第5条参照) *

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②家電製品持ち込みに関わる電気代 900円／（1個につき一月）

（施設が日常生活に欠かせないと判断した場合を除く）

※基本的に月の途中で入院、退所された場合でも1ヶ月分の料金をいただきます。

③外出付き添いおよび買い物等代行料 500円/30分

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

観光旅行 観劇等

ii) クラブ活動

書道、茶道、華道（材料代等の実費をいただきます。）

⑤健康管理費

予防接種等(インフルエンザなど)の健康管理費

利用料金：要した費用の実費

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

利用料金：要した費用の実費（口腔ケア用品、吸水シート、マスク、カテーテル等）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦理美容代（業者） 実費

5. 協力病院

- ・福井総合病院（内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科他）

福井市江上町58-16-1 TEL 59-1300

- ・堀の宮整形外科（整形外科） 福井市明里町2-40 TEL 050-7562-0559

- ・富澤クリニック（内科） 福井市砂子坂町15-26 TEL 83-0043

- ・佐部内科医院（内科） 福井市田原2-18-10 TEL 27-2255

- ・森瀬歯科医院（歯科） 福井市上野町46-1 TEL 83-0067

6. 生活保護法の指定

当事業所は、「生活保護法による指定介護機関」としての指定を受けています。

7. 事故発生時の対応、損害賠償について

1. ご契約者(入所者)に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じます。
2. 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。又、その記録は2年間保存します。
3. 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 苦情の受付について

1. 当施設は、提供した施設サービスに関するご契約者(入所者)及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。
2. 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録します。又、サービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報誌」等実績を掲載し公表します。

○苦情解決責任者 施設長 齊藤 誠

○苦情受付担当者 介護総括係長 吉田 奈保子

ア、ご契約者及びその家族等からの苦情の受付

イ、苦情内容、ご契約者及びその家族等の意向等の確認と記録

ウ、受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：00

3. 苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご契約者及びその家族等の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置しています。

○第三者委員

大島 文治 坂井市三国町横越6-27 82-2105

伊井 早苗 福井市佐野町22-22 83-1306

長 裕子 福井市川尻町41-55 85-1945

ア、苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取

イ、苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知

ウ、ご契約者及びその家族等からの苦情の直接受付

エ、苦情申出人への助言

オ、事業者への助言

カ、苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言

キ、苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

ク、日常的な状況把握と意見傾聴

4. 行政機関その他苦情受付機関

福井市役所 介護保険課	所在地 福井市大手3-10-1 電話番号 0776-20-5715 受付時間 09：00～17：00
大野市役所 健康長寿課	所在地 大野市天神町1-1 電話番号 0779-65-7333 受付時間 09：00～17：00
勝山市役所 健康長寿課 (福祉健康センター内)	所在地 勝山市郡町1-1-50 電話番号 0779-87-0888 受付時間 09：00～17：00
あわら市役所 健康長寿課	所在地 あわら市市姫3-1-1 電話番号 0776-73-8022 受付時間 09：00～17：00
坂井市役所 健康長寿課	所在地 坂井市坂井町下新庄1-1 電話番号 0776-50-3040 受付時間 09：00～17：00
坂井地区広域連合 介護保険課	所在地 坂井市坂井町上兵庫40-15 電話番号 0776-91-3309 受付時間 09：00～17：00
国民健康保険団体連合会 介護保険係	所在地 福井市西開発4-202-1 電話番号 0776-57-1614 受付時間 09：00～17：00
福井県社会福祉協議会内 運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2-3-22 電話番号 0776-24-2347 受付時間 09：00～17：00

9. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について

1. 当施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該ご契約者又は他のご契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご契約者の行動を制限する行為を行いません。
2. 当施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の説明を十分に行います。又、緊急やむを得ない理由としての内容、時間、経過等を記録します。

10. 高齢者虐待の防止について

1. 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止にあたり、次に掲げる必要な措置を講じます。
ア. 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 施設長 齊藤 誠
イ. 成年後見人制度の利用を支援します。
ウ. 苦情解決体制を整備します。
エ. 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
2. 当施設は、介護事業所または擁護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報いたします。

11. 衛生管理

1. 施設は入所者の使用する機器備品その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。
(感染症対策)
 2. 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の対策を講ずる。
 - ① 当施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を設置し、委員会を月1回程度定期的に開催しその結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 当施設は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定めるとともに、介護職員その他の従業者に対し研修を定期的に開催する。
 - ③ 当施設は、厚生労働大臣が、別に定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。
(褥瘡防止対策)
 3. 施設は、当該施設において褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するため次の対策を講ずる。
 - ① 当施設は、褥瘡が発生しないよう又は発生を予防するため褥瘡予防対策チームを設置する。
 - ② 当施設は、褥瘡が発生しないよう又は発生を予防するための指針を定めるとともに、介護職員その他の従業者に対し、褥瘡が発生しないよう又はその発生を予防するための研修を定期的に開催する。

12. 秘密の保持

1. 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない、さらに職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことの無いよう必要な措置を講じる。